

# 運営指導における 主な指摘事項について

新潟市福祉部福祉監査課



## 対象種別



- ▶ 小規模多機能型居宅介護  
(小多機)
- ▶ 認知症対応型共同生活介護  
(G Hまたはグループホーム)



## はじめに

- ▶ 集団指導受講後、事業所運営体制の自己点検を行い、不適切事項がないか確認すること。
- ▶ 不明点を残したままにしないこと。
- ▶ 基準を理解した上で運営を行うこと。



# M E N U

1. 運営指導とは
2. 運営基準にかかわる指摘事項
3. 報酬請求にかかわる指摘事項



# 1. 運営指導とは

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護向け資料



## 運営指導

- ▶ サービスの質の確認
  - ・ 運営基準を遵守しているか。
- ▶ 報酬請求の確認
  - ・ 算定要件を満たしているか。

質の高いサービス提供の実現



指導方法	要件	改善報告書
文書指摘	法令等に違反している場合	○
口頭指摘	法令等に違反しているが、その程度が軽微な場合	×
助言	法令等に違反していないが、適正な運営に必要な場合	×



## 2. 運営基準にかかわる指摘事項

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護向け資料





# 計画作成について

事例：

「利用者の同意を得る前にサービス提供を行っていた」

「サービス担当者会議を実施していなかった」

## ▶ 文書指摘

- ・ 計画について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得て、計画を交付した上でサービス提供してください。
- ・ サービス担当者会議を実施し、利用者の心身の状況把握に努めてください。



# 事故発生時の対応について

事例：

「医療機関への受診を伴う事故が発生したにもかかわらず、市へ事故報告をしていなかった」

## ▶ 文書指摘

- ・ 病院受診を伴う事故は、5日以内に市へ事故報告書を提出してください。

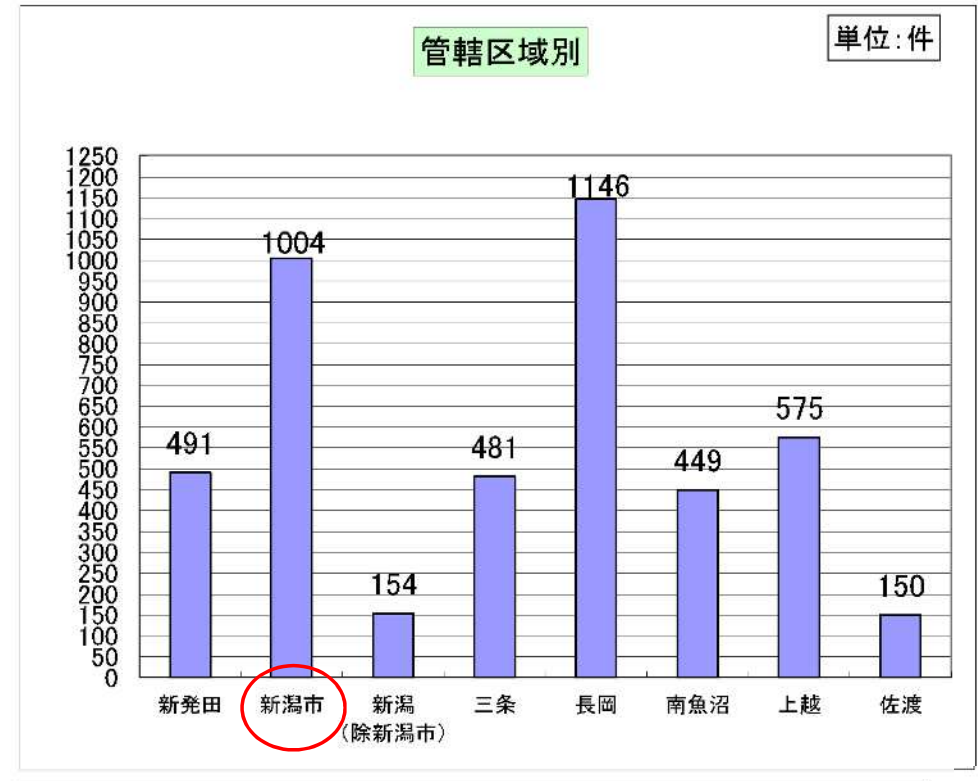
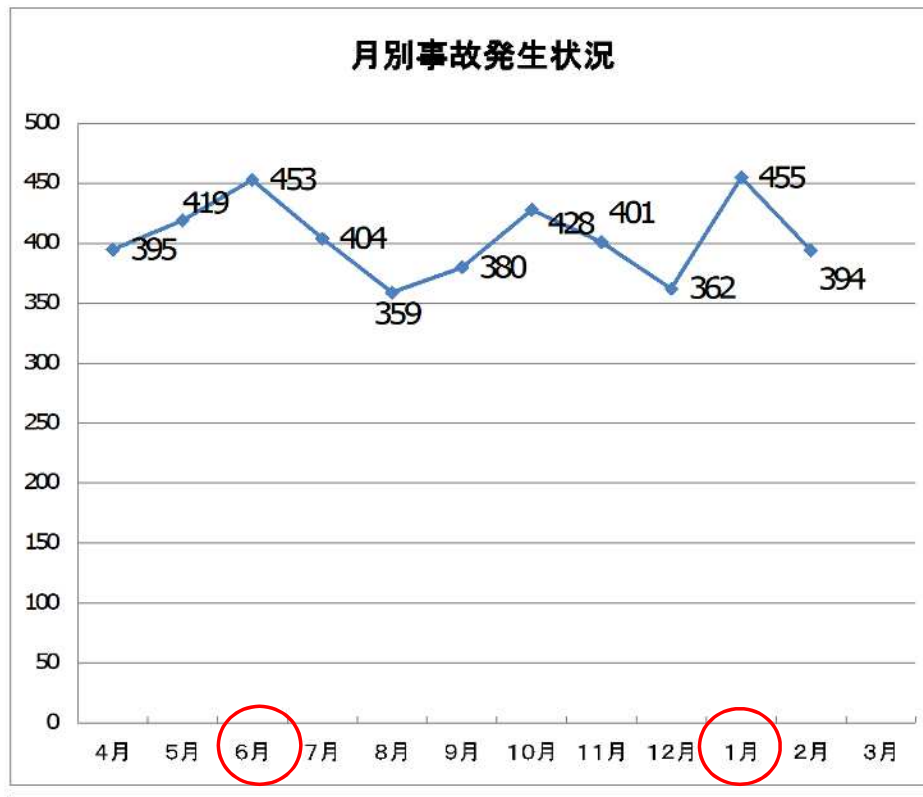
報告対象について

- (1) サービス提供中の事故やケガ
- (2) 盗難、傷害事件、個人情報紛失等
- (3) 管理者の判断により報告が必要なもの



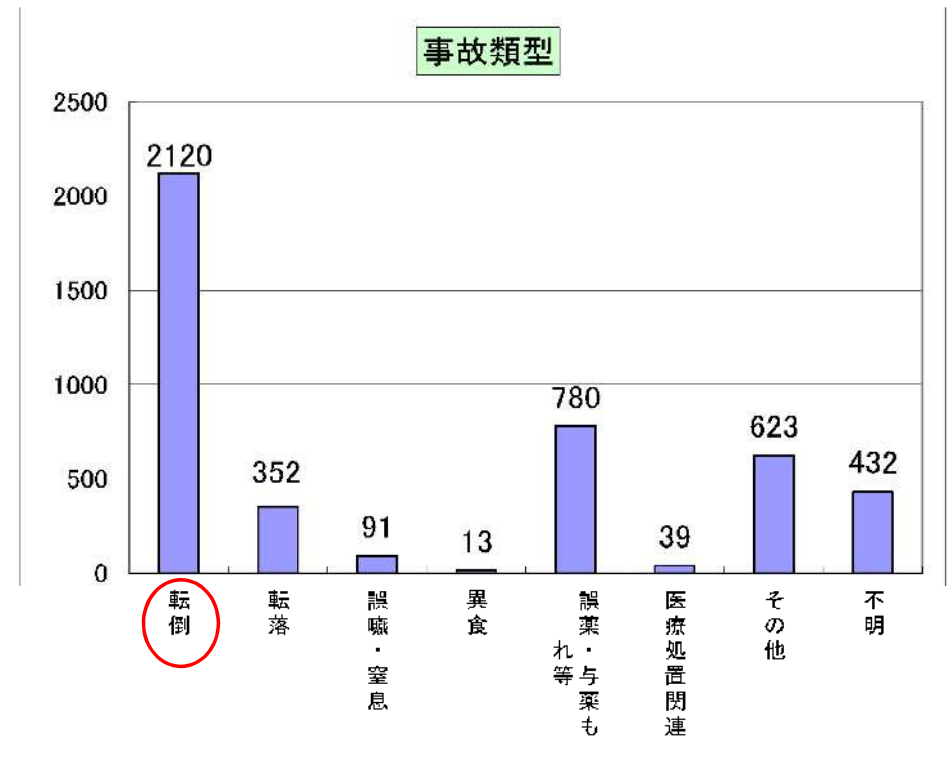
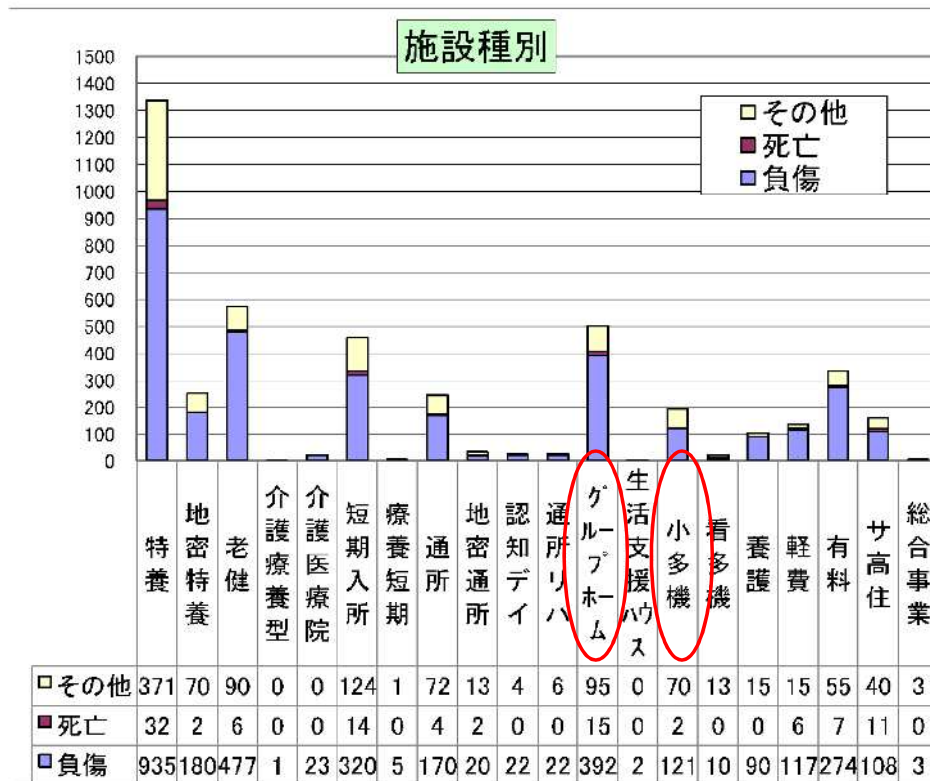
# 令和4年度高齢者施設等における事故報告

(出典：新潟県高齢福祉保健課)



# 令和4年度高齢者施設等における事故報告

(出典：新潟県高齢福祉保健課)



# 事故発生時の対応について

事故報告に関する問い合わせ・報告先

福祉部介護保険課 介護給付係

TEL : 025-226-1273

E-mail [kaigo@city.niigata.lg.jp](mailto:kaigo@city.niigata.lg.jp)

事故報告書の様式・提出方法は新潟市のホームページに掲載しています。

<https://info-navi.city.niigata.lg.jp/navi/proclnfo.do>



# 感染症発生時の対応について



新潟市ホームページ

「高齢者・障がい者等施設（入所系）における新型コロナウイルスの対応について」

[https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/yobou\\_kansen/kansen/covid-19/hokenkanri20220902.html](https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/yobou_kansen/kansen/covid-19/hokenkanri20220902.html)



# 苦情対応について



事例：

「苦情対応記録を残していなかった」

## ▶ 文書指摘

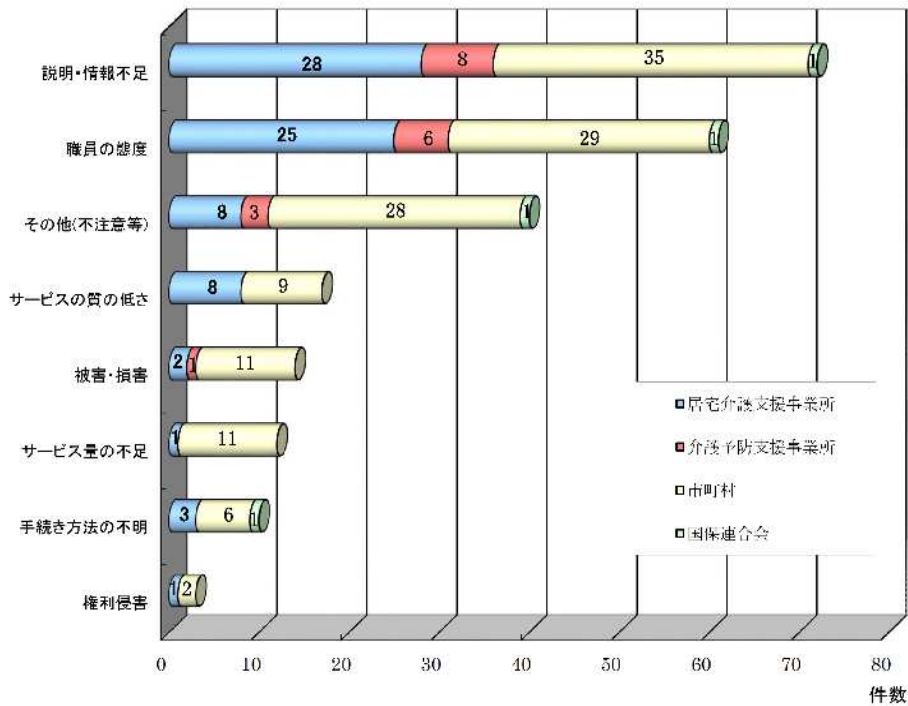
- ・ 苦情の受付、内容等を記録、保管してください。



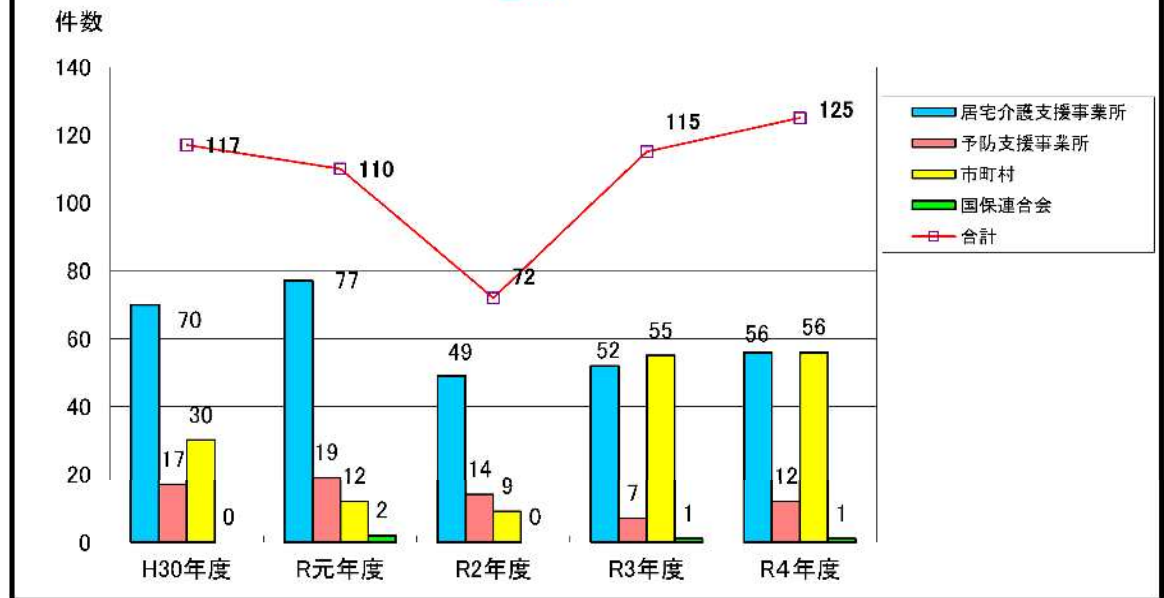
# 令和4年度介護サービスに関する苦情の状況

(出典：新潟県国民健康保険団体連合会)

## 苦情の原因



## 年度別苦情件数





# 身体拘束の禁止について

事例：

「緊急やむを得ない場合に身体拘束を行っていたが、利用者又は家族への説明や同意等の記録がなかった」

「3要件（切迫性・非代替性・一時性）について検討した記録がなかった」

## ▶ 文書指摘

・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、3要件を全て満たすことを検討し、記録に残し、利用者又は家族へ説明・同意を得る必要があります。



# 3. 報酬請求にかかわる指摘事項

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護向け資料



# サービス提供体制強化加算について

事例（小多機）：

「従業員の個別具体的な研修計画を定めていなかった」

▶ 文書指摘 → **過誤調整**

- ・ 資質向上のため、従業員ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、等を定めた研修計画を策定しなくてはなりません。



# サービス提供体制強化加算について

事例（小多機）：

「会議を開催していたが、内容が不足していた」

「会議を開催していたが、全従業員が参加していなかった」

## ▶ 文書指摘 →過誤調整

- ・ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業員の技術指導を目的とした会議を定期的に行うことが必要です。

ADL、要望、家庭環境、前回サービス提供時の状況

その他必要な事項の検討、記録が必須

- ・ 会議は全従業員が参加するものでなければならない。  
グループ別に分かれて開催しても構わない。



# 総合マネジメント体制強化加算について（小多機）

事例：

「小規模多機能型居宅介護計画がないのに、当該加算を算定していた」

## ▶ 文書指摘 →過誤調整

- ・ 小規模多機能型居宅介護計画について、多職種協働により随時適切に見直しを行っていること。
- ・ 日常的に地域住民との交流を図り、地域の行事や活動に積極的に参加すること。



# 身体拘束廃止未実施減算（GH）

事例：

「身体拘束適正化委員会を半年に1回しか開催していなかった」

▶ 文書指摘 →減算

- ・身体拘束を行う際の記録を残していない場合
- ・身体拘束適正化委員会を3月に1回以上開催していない場合
- ・身体拘束適正化のための指針を整備していない場合
- ・身体拘束適正化のための定期的な研修（年2回以上＋新規採用時）を行っていない場合



# 身体拘束廃止未実施減算（GH）

・ 事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの利用者全員について、所定単位数から減算。

※ 「事実が生じた月」 → 「未開催・未作成等の事実が分かった月」

※ 「改善が認められた月」 → 「事実が生じた月から3月後の改善報告書提出で改善が認められた月」

・ 身体拘束等の適正化のための対策を講じていない事業所は不適切事項として報告し、減算すること。



END

次の動画

「令和6年4月から義務化される事項について」  
を視聴してください。

